

## 令和8年度子どもの居場所支援用米購入契約書（案）

浦添市長 松本 哲治（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、下記の条項によって公正な売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### （契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 件 名 令和8年度子どもの居場所支援用米購入契約
- (2) 納 入 物 別紙仕様書のとおり
- (3) 数 量 別紙仕様書のとおり
- (4) 仕 様 等 別紙仕様書のとおり
- (5) 契約金額 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
- (6) 契約期間 令和 年 月 日～令和9年3月31
- (7) 納入場所 宮城ヶ原児童センター（浦添市宮城2-4-1）
- (8) 契約保証金 浦添市契約規則第6条による

### （納入の通知）

第2条 乙は、現品を納入場所に持込んだときは、直ちに納品書をもってこの旨を甲に通知するものとする。

### （検査の時期）

第3条 甲が物品の納入を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

- 2 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、乙の負担とする。

### （代金の支払い）

第4条 甲は、検査が完了し、現品を受領した後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に売買代金を支払うものとする。

### （納入遅延に対する遅延利息）

第5条 乙の責に帰する事由により、納入期日までに物品を納入しない場合は、乙は甲に対して遅延利息を支払うものとする。

- 2 前項の遅延利息の額は、納入期日到来の日の翌日から納入する日までの日数に応じ、売買代金に対し遅滞日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づいて率を乗じた金額とする。ただし、遅延利息が100円未満であるときは、遅延利息を支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第6条 甲の責に帰する事由により第4条の支払期日までに売買代金を支払わない場合は、甲は乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前条の遅延利息の額は前条第2項の規定を準用する。

(納期の延期)

第7条 甲は、乙の申請により、天災地変その他乙の責めに帰すべき事由によらないで納入期限までに納入できないと認めたときは、納期の延期をすることができる。

(契約解除)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除して違約金として契約金額の10分の1に相当する額を徴収することができる。

- (1) 納入期限までに契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認めたとき。
- (2) 乙からこの契約解除の申し入れがあったとき。
- (3) 乙がこの契約条項に違反したとき。
- (4) 甲が行う物品の検査に際し、乙に詐欺その他の不正行為があったとき。

(費用の負担)

第9条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第10条 物品の引き渡し前に生じた滅失、毀損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、契約物品に種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、代替品の納入、不足分の納入その他必要な措置を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第13条 乙は、この契約の一部又は全部を他に委託し、請負わせ又は委任してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約内容の変更)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は契約の内容を一時中止することができる。

(協議)

第15条 この契約に定めていない事項について定める必要が生じたとき又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定める。

この契約の証しとして、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住 所	浦添市安波茶1丁目1番1号	
	名 称	浦添市	
	代表者	浦添市長 松本 哲治	印
乙	住 所		
	名 称		
	代表者		印